時間外選定療養費 の徴収について

夜間・休日に入院の必要がない軽症患者さんが受診した場合

通常の診療費とは別に、3,300円(税込)

(3.000 円+消費税)

计单语词	月~金曜日 = 17 時 15 分~翌日 8 時 30 分
	土·日·祝日、年末年始(12月29日~1月3日) = 終日
免除となる場合	・診察後、入院(転院)となった場合
	・緊急を要し当日他院から書面で紹介された場合
	・中学生以下の子ども
	·福祉医療対象者(母子·父子家庭、重度心身障害者)
	·生活保護受給者 等

時間外選定療養費とは

緊急の受診の必要のない時間外診察を受けた場合の保険外負担金です。

※お問い合わせ先: 医療情報課受付係

0274-63-2111(代表)

公立富岡総合病院